富山県立山カルデラ砂防博物館の指定管理候補予定者の選定結果について

１　指定管理者を指定する公の施設

（１）名　　称：富山県立山カルデラ砂防博物館
（２）所 在 地：立山町芦峅寺字ブナ坂 68 番地
（３）指定期間：令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで（３年間）

２　指定管理者に実施させる業務概要

①博物館の施設及び設備の維持管理に関する業務
②立山カルデラ及び砂防事業に関する資料を収集し、保管し、及び展示に関する業務
③立山カルデラ及び砂防事業に関する講演会、講習会、研究会等を開催する業務
④立山カルデラ及び砂防事業に関する専門的な調査研究に関する業務
⑤観覧料の徴収に関する業務など

３　指定管理候補予定者

（１）選定方法
　富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第５条及び同規則第４条第１号に基づく公募によらない指定管理候補者の選定（特名選定）
（２）特名選定先（現在の指定管理者と同じ）
　公益財団法人 立山カルデラ砂防博物館

４　審査結果

10月27日（火）に開催した「富山県立山カルデラ砂防博物館指定管理候補者選定委員会」において審査した結果、「公益財団法人 立山カルデラ砂防博物館」が指定管理候補予定者として選定された。

（１）選定基準

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
１　県民の平等な利用の確保 （条例第4条第1号）	・　平等な利用の確保	平等利用が確保されない場合は選定しない
２　公の施設の効用の最大限の発揮 （条例第4条第2号）	a　施設の設置目的の達成方法及び管理方針	６０
	b　サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	
	c　利用の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	
３　施設の効率的な管理 （条例第4条第2号）	・施設に係る経費の節減	２０
４　公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成 （条例第4条第3号）	a　安定的な運営が可能な財産的基礎 b　安定的な運営が可能な人員体制	２０
合　計		１００％

注）　「条例」：富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

（２）　審査結果

審査項目 ＼ 申請者	1 県民の平等な利用の確保	2 公の施設の効用の最大限の発揮 （300点）	3 施設の効率的な管理 （100点中）	4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成 （100点中）	合　計 （500点中）
（公財）立山カルデラ砂防博物館	適	245	60	79	384

指定管理候補予定者：（公財）立山カルデラ砂防博物館

（審査の概要）

特名指定であるため、審査基準ごとに配点の６割を合格点に設定し、これを満たした場合に指定管理候補予定者として選定することとしたところ、全ての審査基準について合格点を満たした。

・審査基準１については、県民の平等な利用が確保されていると評価された。

・審査基準２については、県民サービスの向上を図るため、休館日・開館時間に工夫がされているなど、これまでの豊富な実績に基づいた施設運営や利用促進が期待できると評価された。

県民の関心が高まっている立山砂防の世界文化遺産登録の推進やボランティアを活用・連携した活動などの方針が評価された。

・審査基準３については、県提示額どおりであり、適正と評価された。

・審査基準４については、施設の管理を確実に行える経営基盤と専門性を有する学芸員を含む組織体制を有しており、安定的な運営が可能であると評価された。

（総評）

全ての審査基準において合格基準（６割以上）を満たすとともに、これまでの実績やノウハウ、業務遂行能力が総合的に評価された。

５　指定管理候補予定者の提案内容

（１）指定管理料の提案額　　（単位：円）

区　分	金　額 （期間内の合計額）	金　額 （年平均）	R5 協定額との差引額 （年額）
R8 協定額	―	131,138,000	―
上限額	416,373,000	138,791,000	7,653,000
提示額	416,373,000	138,791,000	7,653,000

（２）県が定めた基準を上回る提案内容

	県が定めた基準	提案内容
休館日	１　月曜日（休日以外の日） ２　休日の翌日 ３　12 月 28 日から翌年１月４日までの日	ＧＷ期間中及び児童生徒の夏休み期間は休館日を設けない
開館時間	午前９時 30 分から午後５時まで	ＧＷ期間、児童生徒の夏休み期間及び秋の行楽シーズン等の繁忙期には午前８時 30 分又は９時に開館する